

三重県地域医療対策協議会 医師派遣検討部会運営要領（案）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、三重県地域医療対策協議会運営要綱第 6 条の規定に基づき設置された医師派遣検討部会（以下「派遣部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

（所掌事務）

第 2 条 派遣部会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- （1）地域枠医師等の派遣に関すること
- （2）医師不足地域に派遣された医師のキャリア形成支援及び負担軽減の措置に関すること
- （3）その他医師の確保を図るために必要な事項

（組織）

第 3 条 派遣部会は、地域医療対策協議会会長が指名した者を委員として組織する。

- 2 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、これを妨げない。

（部会長）

第 4 条 派遣部会に部会長 1 名、副部会長 1 名をそれぞれ置く。

- 2 部会長は、委員の互選により選出し、副部会長は部会長が指名する。
- 3 部会長は、会務を総理する。
- 4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を行う。

（会議）

第 5 条 派遣部会は部会長が招集し、その議長となる。

- 2 派遣部会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は部会長の決するところによる。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、派遣部会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(報告)

第6条 部会長は、派遣部会が決定した事項について、その内容を三重県地域医療対策協議会に報告又は提案する。

(事務局)

第7条 派遣部会の事務局は、三重県医療保健部に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、派遣部会の運営に必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則 この要領は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

三重県地域医療対策協議会 医師派遣検討部会 部会員案

No	役職	委員名	出身団体等名称・役職	備考
1	部会員	伊藤 正明	三重大学医学部附属病院関係病院長会議 会長	三重大学医学部附属病院 院長 NPO法人MMC卒後臨床研修センター 理事長
2	部会員	竹田 寛	三重大学医学部附属病院関係病院長会議 副会長	桑名市総合医療センター 理事長
3	部会員	新保 秀人	同上	三重県立総合医療センター 院長
4	部会員	森 拓也	同上	鈴鹿中央総合病院 院長
5	部会員	諸岡 芳人	同上	済生会松阪総合病院 院長
6	部会員	楠田 司	同上	伊勢赤十字病院 院長
7	部会員	須藤 啓広	三重大学医学部附属病院 副病院長(教育・地域連携担当) 兼 臨床研修・キャリア支援部長	
8	部会員	山本 憲彦	三重大学医学部附属病院臨床研修・キャリア支援部 初期研修センター長	
9	部会員	岡本 隆二	三重大学医学部附属病院臨床研修・キャリア支援部 専門研修センター長	
10	部会員	片山 直之	三重大学医学部長兼大学院医学系研究科長	
11	部会員	堀 浩樹	三重大学医学部 医学・看護学教育センター長	
12	部会員	島岡 要	三重大学医学部医学科 教務委員会委員長	
13	部会員	駒田 美弘	三重県地域医療支援センター センター長	三重大学学長
14	部会員	櫻井 洋至	NPO法人MMC卒後臨床研修センター 事務局長	
15	部会員	中村 康一	三重県医師会 常任理事	
16	部会員	齋藤 洋一	三重県医師会 理事	
17	部会員	村林 謹一	三重県市長会 事務局長	
18	部会員	奥村 仁孝	三重県町村会 事務局長	
19	部会員	伊藤 正明	三重大学大学院医学系研究科臨床医学系講座 循環器・腎臓内科学分野 教授	(再掲)
20	部会員	片山 直之	三重大学大学院医学系研究科臨床医学系講座 血液・腫瘍内科学分野 教授	(再掲)
21	部会員	竹井 謙之	三重大学大学院医学系研究科臨床医学系講座 消化器・呼吸器・代謝内分泌内科学分野 教授	
22	部会員	富本 秀和	三重大学大学院医学系研究科臨床医学系講座 神経病態内科学分野 教授	
23	部会員	伊佐地秀司	三重大学大学院医学系研究科臨床医学系講座 肝胆膵・移植外科学分野 教授	
24	部会員	楠 正人	三重大学大学院医学系研究科臨床医学系講座 消化管・小児外科学分野 教授	
25	部会員	(片山 直之)	三重大学医学部附属病院 総合診療科	(再掲)
26	部会員	川口 瑛久	松阪市民病院 医師	地域枠医師
27	部会員	津村奈津実	鈴鹿中央総合病院 医師	地域枠医師
28	部会員	田丸 智巳	三重県医療保健部 医療政策総括監	